

生駒市規則第5号

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成28年9月生駒市規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中四塩化炭素の項の次に次のように加える。

クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
-----------------------------	------------------------------	--

別表第1シス-1, 2-ジクロロエチレンの項を次のように改める。

1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
---------------	-----------------------------	---

別表第1に次のように加える。

1, 4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05	環境基準告示付表7に掲げる方法
------------	----------------	-----------------

ミリグラム以下 であること。
-------------------

別表第1備考に次の1項を加える。

4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.

1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1より測定されたトランス体の濃度の和とする。

第2条 生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。